

2017年8月4日

JICA 国内事業部

### 中小企業海外展開支援事業

#### 2017年度第二回公示（9月4日公示予定）に向けてのご案内

2017年度第二回公示（公示9月4日、募集要項説明会9月11日、企画書一式提出10月4日、選定結果通知12月中旬予定）に以下の対応を行う予定です。詳細は公示に際しての募集要項にてご案内します。

#### 1. 中堅企業枠の設定（対象：案件化調査/普及・実証事業）

JICAは、海外展開を目指す中小企業等を支援する枠組みである「新輸出大国コンソーシアム」の一員として、他の公的機関や金融機関、商工会議所など国内各地の機関とともに、中小企業の海外展開支援事業に取り組んできました。一方、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の日本政府の政策や、「新輸出大国コンソーシアム」の取組みにおいては、中小企業向け支援の充実とともに、中堅企業の海外展開への支援の取組み強化が求められています。

このためJICAは、2017年度第二回公示より、案件化調査及び普及・実証事業において、中堅企業（※）が応募可能な事業枠を設定予定です。2017年度第二回公示での採択予定件数等の詳細については、公示時にご案内します。

#### （※）中堅企業の要件について

募集の対象となる「中堅企業」の要件の詳細は、公示時にご案内しますが、「日本の法律に基づき設立された法人であり、資本金の額または出資金の総額が10億円以下の会社」といった定義付けとさせていただきます。ただし、いわゆる「みなし大企業」等は対象外とさせていただきます。

#### 2. 事業対象国

前回2017年度第一回公示において、バングラデシュ、ベネズエラについては昨今の安全状況を鑑み、事業対象国から除外しました。

バングラデシュについては、安全面に十分な配慮を行う条件のもとで2017年度第二回公示から事業対象国とします。バングラデシュは外務省危険情報で「テロに対する特別警戒」が継続されている状況を受け、活動場所（屋外など不特定多数がアクセスできる場所やダッカ市外・地方部での活動の制限）や活動内容（渡航人数・期間及び広報活動の制限）などにおいて、安全管理のための制限があることを念頭に置いた提案となるようご注意ください。また、同国での提案を検討されている場合には、事前にJICA国内事業部中小企業支援調査課に

ご相談ください（最寄りの国内機関を通じてでも結構です）。

なお、ベネズエラについては引き続き事業対象国から除きます。JICA 事務所は存在するが安全管理上の観点から事業対象外となる国はアフガニスタン、イラク、シリア、イエメン、南スーダン、ベネズエラの 6 か国となります。

以上